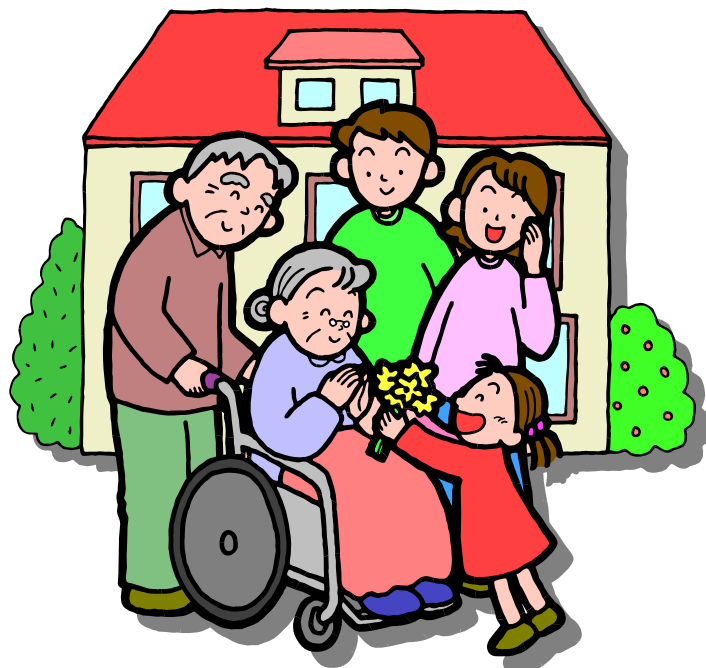


高齢者虐待防止の手引き

～高齢者の尊厳の保持のために～



近年、家庭や老人福祉施設などでの高齢者に対する暴力や嫌がらせ、介護放棄などが表面化し、社会的な問題となっています。

このような高齢者の人権を侵害する行為の増加を受けて、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「**高齢者虐待防止・養護者支援法**」という。）」が平成18年4月に施行されました。

高齢者への虐待を発見した場合には市町村への通報義務があることなどが定められましたが、まだ多くの方に周知されるまでには至っていません。

虐待を見つけた場合は早めに相談・通報することが事態の深刻化を防ぎます。また、地域で支えあうことにより、養護者に負担がかかりすぎないようにすることも大切です。

この手引きにより、高齢者虐待についての認識を深めていただき、早期発見・早期対応、そして高齢者虐待を未然に防ぐ地域づくりのための指針として御活用ください。

西海市 長寿介護課

西海市地域包括支援センター



も く じ

- 1 「高齢者虐待」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 高齢者虐待の発生要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 高齢者虐待かもしれない…。と思ったら・・・・・・・・ 5
- 4 高齢者虐待発見チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 高齢者虐待を未然に防ぐ地域づくり・・・・・・・・・・ 9
- 6 高齢者虐待防止ネットワークの構築・・・・・・・・・・ 11
- 7 在宅における高齢者虐待への対応・・・・・・・・・・ 13
- 8 関連制度の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 9 施設等における高齢者虐待への対応・・・・・・・・・・ 17
- 10 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 11 高齢者虐待および養護者支援に関する
相談、通報等窓口・・・・・・・・ 33

1 「高齢者虐待」とは

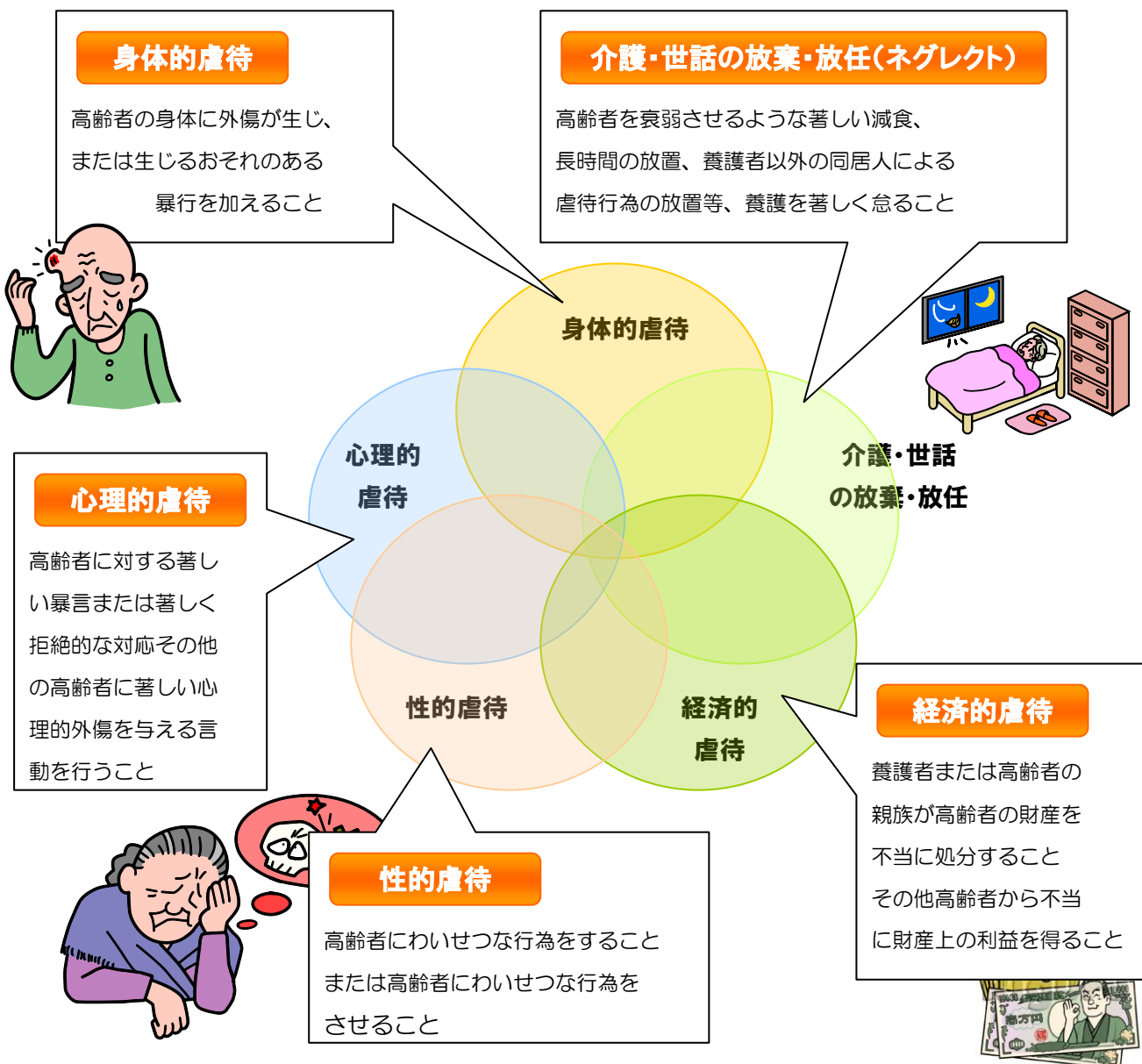
虐待は、たたいたり、食事を与えなかったりという目に見えるものだけではありません。高齢者虐待とは、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

高齢者虐待防止・養護者支援法では、高齢者（※1）に対して行われる養護者（※2）や養介護施設従事者等（※3）による次のような行為を高齢者虐待として位置付けています。

※1 高齢者 … 65歳以上の人

※2 養護者 … 高齢者を現に養護（介護・世話）している家族、親族、同居人等

※3 養介護施設従事者等 … 老人福祉法および介護保険法で規定された施設・事業所の業務に従事する人



高齢者虐待は、必ずしもこれらのうちの一つが単独で発生するわけではなく、高齢者に必要な金銭を使わず、必要な介護・医療を受けさせない（介護・世話の放棄・放任&経済的虐待）、ののしったり言うことを聞かないとたたいたりする（心理的虐待&身体的虐待）等、複数の種類の虐待が同時に発生していることがあります。

2 高齢者虐待の発生要因

虐待の背景に目を向ける事で、支援の方向が見えてきます。要因を考えることが、虐待の防止・早期発見につながります。

高齢者虐待の発生要因		
虐待者側の問題	被虐待者側の問題	その他の問題
・ 高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・ 介護知識や技術、介護意識の欠如 ・ 他疾病、障害など（精神疾患、認知症含む） ・ 高齢者の身体機能低下や認知症であることの受け入れができない ・ 性格（自己中心的） ・ 介護負担による心身のストレス・就労、遠方居住などのために十分な介護ができない ・ 収入不安定、無職 ・ アルコール依存 ・ 精神不安定、潔癖症 ・ 高齢者介護に対する価値観 ・ 金銭の管理能力がない ・ ギャンブルなど ・ 借金、浪費癖がある ・ 相談者がいない ・ 親族からの孤立	・ 虐待をしている者との以前からの人間関係の悪さ、悪化 ・ 性格（頑固、強引、自己中心的） ・ 認知症の発症・悪化 ・ 要介護状態 ・ 他疾病、障害など ・ 在宅生活への強い固執 ・ 加齢や怪我によるADL（日常生活動作）の低下 ・ 判断力の低下、金銭管理能力の低下 ・ 収入が少ない ・ 借金・浪費癖がある ・ 精神不安定な状態 ・ 整理整頓ができない ・ 相談者がいない	・ 家族関係、親族関係の悪さ、無関心、孤立 ・ サービス利用にお金がかかる ・ 近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・ 家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・ 家屋の老朽化、不衛生 ・ 人通りの少ない環境 ・ 暴力の世代間・家族間連鎖

高齢者虐待は、高齢者と養護者の間でとれていたバランスが両者の心身の状態や性格、疾病、経済困窮状態などにより崩れ、そこに過去の相互の複雑な関係が影響しあって起きています。また、これまでしっかりしていた高齢者が認知症などの発症により、両者の力関係が逆転して起こる場合もあります。

なお、高齢者虐待の要因は単独の場合もありますが、実際には複数の要因が複雑に絡み合うケースが多いことも、わかっています。一つひとつの要因と向き合いつつ、総合的な視点で解決に向けてのゴールを定め、対応していくことが支援にあたる人々に求められます。

3 高齢者虐待かもしれない…。と思ったら

高齢者虐待防止・養護者支援法第7条

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、速やかに

- ① 高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合

⇒ 市に通報しなければならない。【義務】

- ② 上記①のように「生命、身体に重大な危険が生じている」段階には至らない場合

⇒ 市に通報するよう努力しなければならない。【努力義務】



【通報先】

西海市長寿介護課

電話（０９５９）３７－００２４

西海市地域包括支援センター

電話（０９５９）３７－０２４５



通報したことを
知られたくないのですが

上記の通報や虐待を受けた本人からの届出を受けた市町や地域包括支援センターの職員には、職務上知り得た通報者等を特定する情報を漏らしてはならない、という守秘義務が課されています。（高齢者虐待防止・養護者支援法第8条、同法第17条第2項）

施設の職員等が自分の勤めている施設で起きた虐待を通報した場合には、市町が事実確認調査を行う際も、施設等に対して通報者が誰であるか明かさないなど、配慮することになっています。

また、「通報等をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いをうけない（虚偽・過失による通報を除く）」ことが定められています。このような通報者の保護規定は、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るために設けられています。

早期発見のために

高齢者虐待防止・養護者支援法では、必ずしも虐待行為を裏づける具体的な証拠がなくても、「一般人であれば虐待があったと考えることに合理性がある」場合でも、通報することが義務付けられました。また、虐待をしている家族には、「虐待をしている」という自覚がない場合が多く、虐待を受ける側にも、家族をかばう気持ちや世間に知られたくないという気持ちがあったり、本人自身が虐待を自覚していないケースもあります。ただし、当事者の自覚の有無に関わらず、客観的にみて権利侵害が行われている場合には、その行為は「虐待」とみなされます。

高齢者虐待発見チェックリスト（6ページ）で高齢者虐待とおぼしきサインを見つけた場合には、まず相談窓口（地域包括支援センター等、32ページ記載）に相談してみるとよいでしょう。

【参考：高齢者虐待防止・養護者支援法】

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと**思われる**高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと**思われる**高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数の項目にあてはまると、疑いの可能性はより濃くなってきます。これらはあくまでも例示ですので、この他にも様々な「サイン」があることを認識してください。

《身体的虐待のサイン》

チェック欄	サイン例
☐	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
☐	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずぶれがみられる。
☐	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
☐	頭、顔、頭皮等にキズがある。
☐	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
☐	急におびえたり、恐ろしがったりする。
☐	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
☐	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

《心理的虐待のサイン》

☐	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
☐	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
☐	身体を萎縮させる。
☐	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
☐	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
☐	自傷行為がみられる。
☐	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。
☐	体重が不自然に増えたり、減ったりする。

《性的虐待のサイン》

☐	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
☐	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
☐	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
☐	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
☐	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
☐	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
☐	睡眠障害がある。
☐	通常の生活行動に不自然な変化がみられる。

《経済的虐待のサイン》

☐	年金や財産収入等があることは明白なのににもかかわらず、お金がないと訴える。
☐	自由に使えるお金がないと訴える。
☐	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
☐	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
☐	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
☐	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン（セルフネグレクト※も含む）》

☐	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
☐	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
☐	寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。
☐	汚れたままの下着を身につけるようになる。
☐	かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
☐	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
☐	適度な食事を準備されていない。
☐	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
☐	栄養失調の状態にある。
☐	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《セルフネグレクト※次ページ（自己放任）のサイン》

☐	昼間でも雨戸が閉まっている。
☐	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。
☐	配食サービス等の食事がとられていない。
☐	薬や届けた物が放置されている。
☐	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
☐	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。
☐	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

《養護者の態度にみられるサイン》

☐	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。
☐	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
☐	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。
☐	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
☐	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
☐	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
☐	保健、福祉の担当者とうの嫌うようになる。

《地域からのサイン》

☐	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。
☐	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
☐	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。
☐	気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。
☐	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
☐	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
☐	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。

※セルフネグレクト（自己放任）とは

自ら他者に対して援助を求めず、自分で自分の日常生活を放置している状態。認知症などにより、判断能力の衰えた高齢者等が、このような場合は、高齢者虐待に準じた対応が必要である。



5 高齢者虐待を未然に防ぐ地域づくり

高齢者虐待は、特別なことではなく、どの家庭にも起こり得る問題です。高齢者本人や介護をする家族をはじめ、地域住民が高齢者虐待について正しい知識を身に付けることが、虐待の発生予防につながります。

認知症高齢者への理解を深める。

虐待を受けている高齢者の多くは何らかの認知症の症状がみられます。認知症高齢者は、記憶が失われることに伴う不安や焦燥感から徘徊などの行動障害に陥ったり、環境の変化に適応することが難しく症状が悪化しやすい特性を持っています。認知症になった現実を家族が受け入れられない、対応方法が分からないといった理由から、最悪の場合、虐待に発展してしまうことがあります。また、認知症を恥ずかしいことととらえ、家から出さないようにする、必要な治療を受けさせないということも一種の虐待です。

認知症の中核症状と周辺症状

認知症には、認知症の中心となる症状の「中核症状」と本人の性格、環境、人間関係など様々な要因が絡み合ってあらわれる「周辺症状」があります。

中核症状

記憶障害

- ・ 老化による物忘れと違い、体験の全体を忘れる。
- ・ 同じことを繰り返す。

見当識障害

- ・ 時間や季節感の感覚が薄れる。
- ・ 近所で迷子になる。
- ・ 自宅のお手洗い等の場所が分からなくなる。
- ・ 自分の年齢や人間関係が分からなくなる。

理解・判断力の低下

- ・ 考えるスピードが遅くなる。
- ・ 2つ以上のことが重なるとうまく処理できなくなる。
- ・ 手順良く計画的に行動できなくなる。

実行機能障害

- ・ 計画を立てて実行することができない。
- ・ 電化製品や銀行のATM 等がうまく使えなくなる。

周辺症状

- ・ 妄想
- ・ 幻覚
- ・ 徘徊
- ・ 人格変化
- ・ 暴力行為
- ・ 異食・過食
- etc.

老化による「もの忘れ」と
認知症による「記憶障害」との違い

老化による「もの忘れ」

体験の一部を忘れる。
もの忘れを自覚している。

＜イメージ＞



（例）朝ごはんは食べた物を忘れている。

認知症による「記憶障害」

体験そのものを忘れる。
もの忘れを自覚していない。

＜イメージ＞



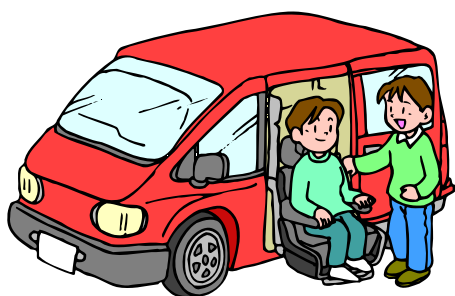
（例）朝ごはんを食べたことを忘れている。

養護者を加害者にしない。

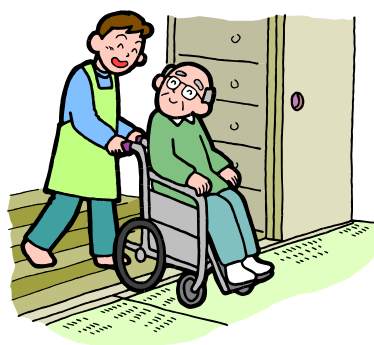
虐待の背景には、発生要因（４ページ）にもあるとおり高齢者本人と養護者・家族の人間関係、過重な介護負担、認知症介護の困難さ、地域社会での家族の孤立、養護者自身が身体的、精神的なケアを必要としていたり、経済的に困窮しているなどさまざまな問題があり、往々にしてそれらが絡み合っています。支援にあたる人々は、虐待をしている養護者＝加害者と決めつけず、養護者も支援を必要とする人としてとらえて問題解決の糸口を見つけます。

ショートステイなどの介護サービス利用を勧め、介護負担・ストレスの軽減を図ることも考えられます。また周囲の人がねぎらい、信頼できる話し相手になることも、養護者の手助けになります。

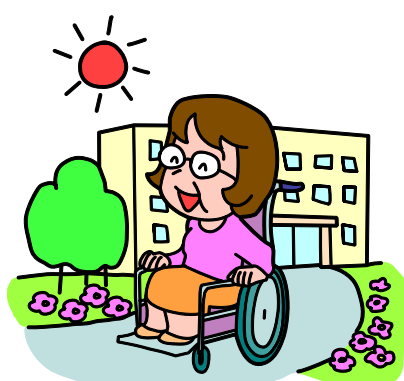
【介護負担を軽減するための手段として考えられるサービスのいろいろ】



デイサービス



ホームヘルプサービス



ショートステイサービス



家族の会

6 高齢者虐待防止ネットワークの構築

市では、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者を適切に支援するため、関係機関や民間団体との連携協力体制の整備を図っています。

具体的には、地域包括支援センターにおいて、次の機能からなる高齢者虐待防止ネットワークにより、役割分担と相互連携を図りながら、実態把握から対応・支援までを継続的にを行っています。

保健・医療・高齢者福祉に専門的に携わる関係者の方々が、高齢者虐待についての認識を深めていただき、このネットワークの一翼を担っていただくことが極めて重要となります。

西海市において、高齢者虐待に関することは、『西海市高齢者虐待対応実務マニュアル』に沿った対応を行っています。

高齢者虐待防止ネットワーク



高齢者虐待防止ネットワークは、虐待防止対策を効果的に推進するために、高齢者虐待防止対策委員会及び保健医療福祉サービス介入ネットワーク及び関係専門機関介入ネットワークを組織し、高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者や虐待者に対する支援等を行います。

① 高齢者虐待防止対策委員会

高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び高齢者を養護する者への支援に関し、次に掲げる事項を協議します。

- (1) 高齢者虐待が疑われる事例の早期発見及び実態把握に関すること
- (2) 高齢者虐待に関する地域的な課題及び問題に関すること
- (3) 高齢者虐待の防止に関する地域、各種団体及び関係機関への啓発及び普及に関すること
- (4) 高齢者虐待に関する情報交換及び研修に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護及び高齢者を養護する者への支援に関すること

構成団体（10人以内で組織）： 認知症地域支援体制構築等推進協議会委員と兼務

1. 西海市民生委員児童委員協議会連合会の代表
2. 市内の地域密着型サービス事業所の代表
3. 市内の中から委嘱された人権擁護委員の代表
4. 市内の医療機関の代表
5. その他高齢者福祉に関し識見を有するもの



② 保健医療福祉サービス介入ネットワーク

現に発生している高齢者虐待の個別事案に関する状況を把握し、並びにその具体的対策及び支援方針の検討を行う保健医療福祉サービス介入ネットワークにおいて、「個別ケース会議」を開催し、次に掲げる事項を協議します。

- (1) 状況把握及び問題点の確認に関する事項
- (2) 被虐待者支援についての経過報告、評価及び情報共有に関する事項
- (3) 被虐待者支援の方法及び役割分担に関する事項
- (4) 被虐待者支援を主に担当する機関及び担当者の決定に関する事項
- (5) 被虐待者支援及びその計画の検討に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被虐待者及び養護者の支援に関して協議が必要な事項

構成者（高齢者の虐待に関する知識を有する者）

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 西海市民生委員児童委員 | 2. 人権擁護委員 |
| 3. 行政区長 | 4. 介護支援専門員 |
| 5. 介護サービス事業者の代表 | 6. 親族等の関係者 |
| 7. 西海市役所関連部署の職員 | 8. その他ケースに応じた関係者 |

③ 関係専門機関介入ネットワーク

通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合の具体的支援を行う関係専門機関介入ネットワークにおいて、個別ケース会議の協議を踏まえ、「専門支援ネットワーク会議」を開催し、次に掲げる事項を協議します。

- (1) 介護保険サービスを含む保健、医療又は福祉の各サービスを的確かつ迅速に行うための処理方法に関する事項
- (2) 第1号に定める事項の継続的な実施に関する事項
- (3) 第1号に定める事項で対応できない補完的なサービスに関する判断、措置、法的救済等に関する事項

構成団体

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1. 西海警察署 | 2. 佐世保市消防局 |
| 3. 法務局 | 4. 長崎県西彼保健所 |
| 5. 司法書士 | 6. 西海市福祉施設連絡協議会 |
| 7. 西海市保健福祉部 | |
| 8. その他連絡及び連携が必要と認める機関団体等 | |

7 在宅における高齢者虐待への対応

一言で高齢者虐待といっても3ページに記載のとおり、様々な状況があります。対応方法は、虐待の状況の深刻さから「緊急事態」、「要介入」、「要見守り・支援」の3つのレベルに分けて考えることができます。

適切な対応を行うためにも、種類と程度の視点から虐待の状況を正確に把握することが大切です。

虐待の程度に応じた対応方法

虐待かどうかの判断に迷うことの多い状態です。放置すると深刻化することもあるため、本人や家族の支援、介護サービスの見直し等を図ることが大切です。

虐待の程度

当事者に自覚がない場合も含めて、外から見ると明らかな虐待と判断できる状態で、専門職による介入が必要な状態です。

要見守り・支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護保険事業所等による家族への助言や情報提供、適切な介護サービスの利用による介護負担の軽減などが介護者や家族へのサポートとなる場合があります。

また、民生委員や近隣住民の見守りや声かけなど日常的なコミュニケーションが、不適切なケアを予防する上で効果的なこともあります。



要介入



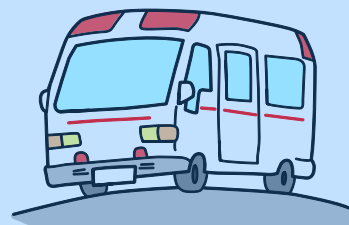
専門職等のネットワークによる問題解決が必要です。

また、市による対応手段、事業所による対応マニュアルの整備が求められています。

緊急事態

状況に応じて警察や救急に連絡したり、やむを得ない事由による措置（※）等により、高齢者本人を緊急避難させる必要があります。

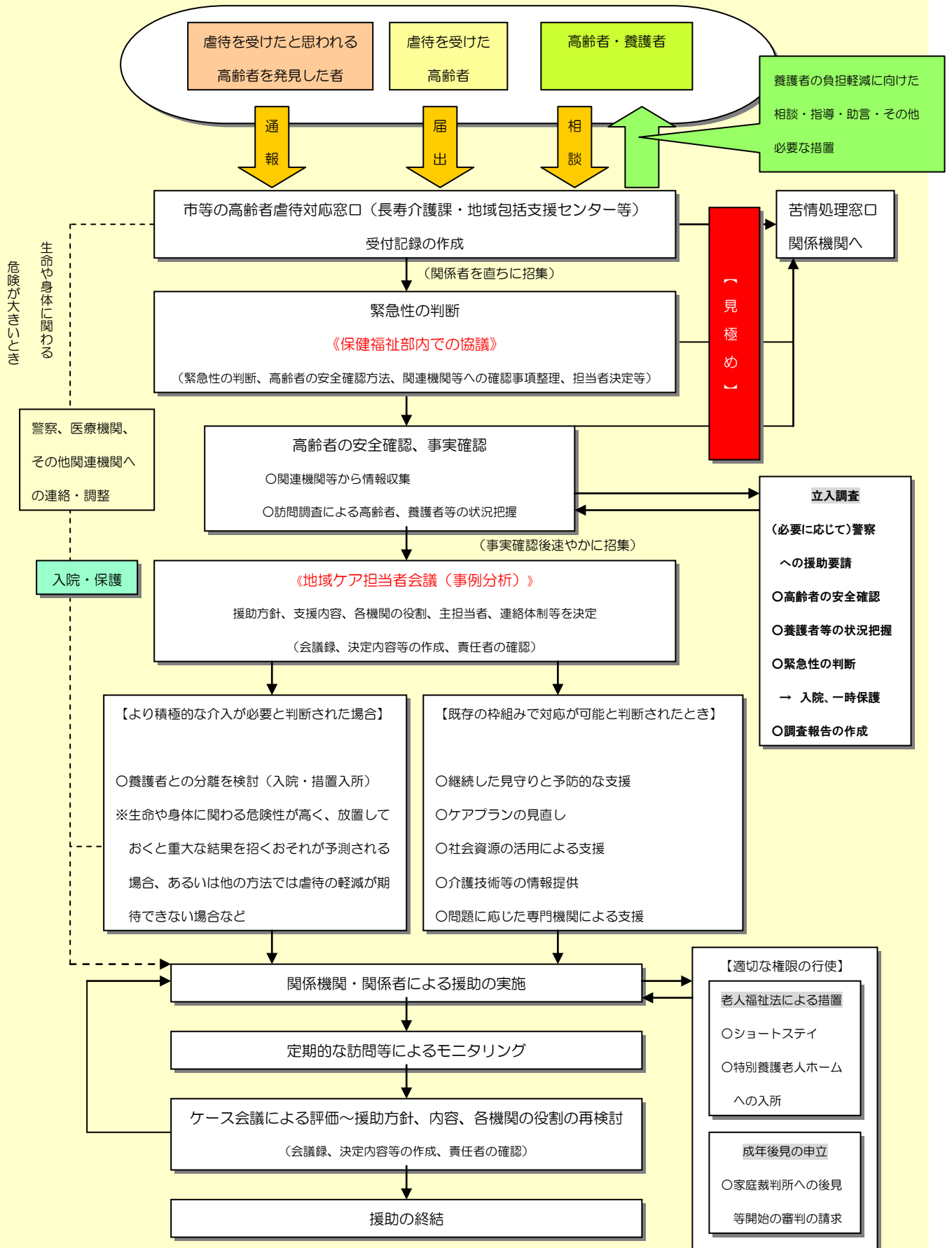
ただし、家族間の問題は、その後の関係の修復等も含めて支援する必要があります。



※やむを得ない事由による措置

本人が家族等の虐待または無視を受けている場合などのやむを得ない事由により、契約による介護サービスの利用が著しく困難である場合に、市が措置できる制度（老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号による）

養護者による高齢者虐待への対応手順



8 関連制度の活用

①成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や精神上の障害により判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な者について、その生活全般にかかる必要な意思決定を、本人に代わって法的に代理や同意・取消をする権限を与えられた成年後見人等が行う制度です。判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように財産管理などの保護・支援を行います。

○申立権者

申立は、本人の住所地の家庭裁判所に行います。

成年後見制度における申立権者は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人および市町村長とされています。

○市町村長申立て

65歳以上の者、知的障がい者、精神障がい者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、市町村長は後見開始の審判等の請求ができると規定されています。

市町村長申立権の根拠である老人福祉法等の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」とは、本人に四親等内の親族がなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にあったり、親族等による財産等の侵害があるなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいいます。

○援助者の種類

区 分	本人の判断能力	援助者	備 考
後 見	ほとんどない	成年後見人	必要に応じて、複数の人や法人を援助者として 選任することがある
保 佐	特に不十分	保佐人	
補 助	不十分	補助人	
任 意 後 見	本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見 人が本人を援助する制度である。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じる。		

○手続きの流れ

申 立	審判手続き	審 判	
・ 申立書、戸籍謄本、住民票等を提出 ・ 手続き費用が必要	・ 審問 裁判官が直接事情聴取 ・ 調査 調査官が事情聴取 ・ 本人の判断能力について鑑定が行われることもある	裁判官による審判	援助開始

②日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利擁護に資することを目的として、それらの方が住み慣れた地域で自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行うものです。本事業の実施主体は、各都道府県・指定都市社会福祉協議会である。実施にあたっては、その一部を基幹的な社会福祉協議会等に委託できるとされており、西海市の場合は西海市社会福祉協議会に委託されています。

この事業の担い手は、社会福祉協議会において雇用されている「専門員」と「生活支援員」です。

○専門員

専門員は、利用希望者またはその支援者からの相談を受け、本人と面接し、状況調査を行う。家族・親族や地域での支援の状況から本人がサービスを受ける必要性を確認し、本人の希望する援助内容、認知症や障害の程度、日常生活の様子や経済状況などを把握します。

その結果を踏まえて、支援計画を作成し、契約締結を行います。また、書類等の預かりサービスの手続きも行います。

契約後も援助の適切さを検討しながら、新たな相談への対応も行います。

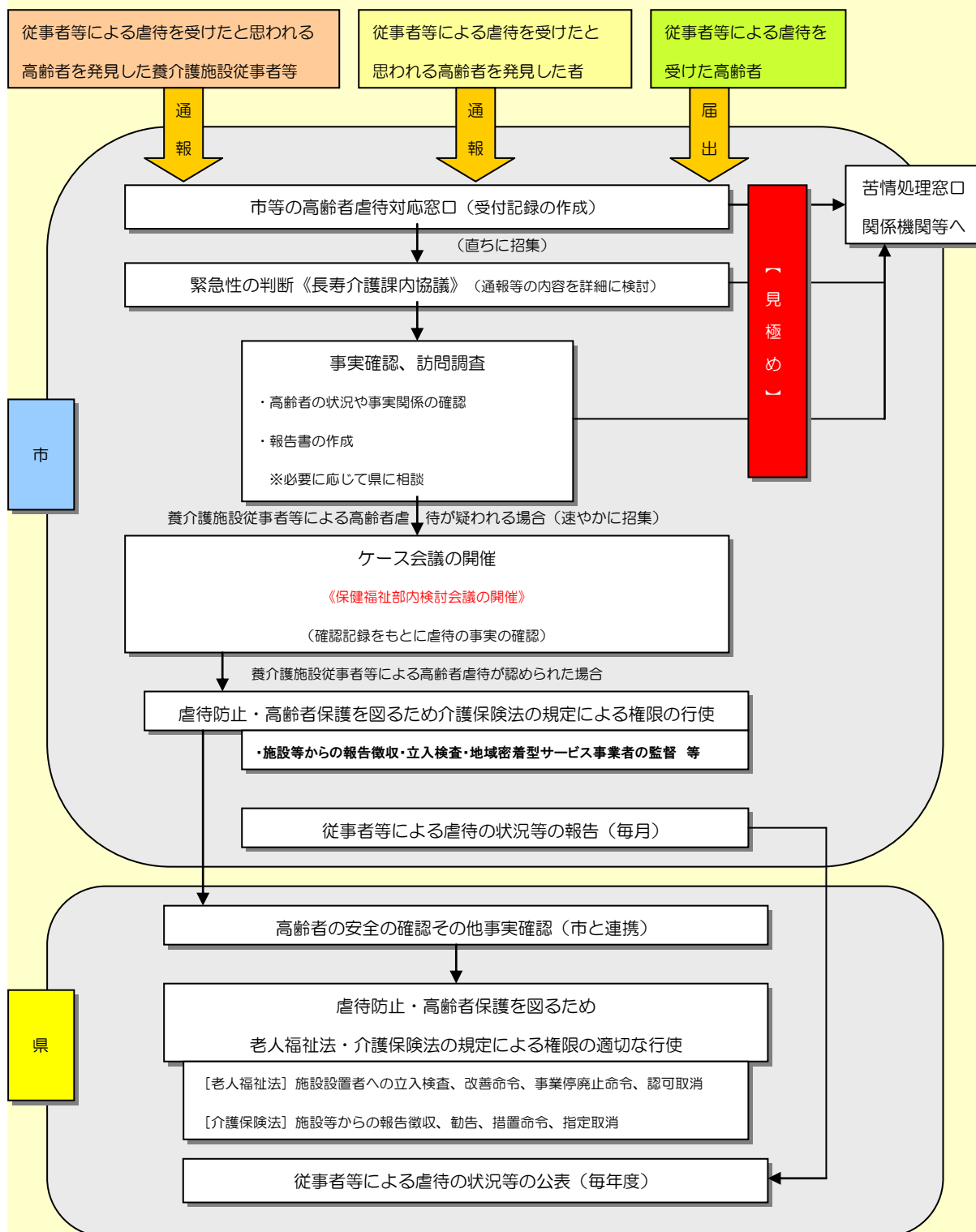
○生活支援員

生活支援員は専門員の指導のもと、契約書および支援計画の内容に基づいて福祉サービスの利用援助および日常的金銭管理サービスを実施します。定期的に、あるいは利用者から依頼がある時に契約者宅を訪問したり、金融機関で日常生活に必要な金銭の払戻しや支払いなどを援助します。



9 施設等における高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応手順



◎ 安易な身体拘束は、高齢者虐待です ◎

ベッドや車椅子などに体を縛りつけるなどの「身体拘束」は、介護保険施設の運営基準において、原則として禁止されています。身体拘束は、精神的苦痛とともに、関節の拘縮や筋力低下などを引き起こすなど身体的なダメージを与えるもので、高齢者虐待にあてはまります。

（介護保険指定基準）

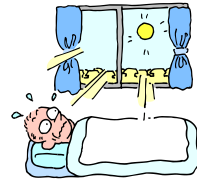
「サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）または他の入所者（利用者）等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合（※）を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」

Q

緊急やむを得ない場合とは？

A

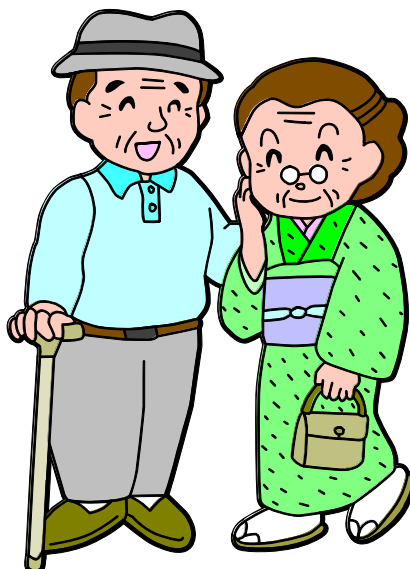
以下の3つの要件を全て満たしている場合をいう。



- ①切迫性…利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性…身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性…身体拘束が一時的なものであること

※留意事項

- ・ 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要です。
- ・ また、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要です。
- ・ なお、介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成が義務づけられています。



10 関係法令

1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第6条～第19条）

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第20条～第25条）

第4章 雑則（第26条～第28条）

第5章 罰則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持によって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者を言う。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者を言う。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待を言う。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同

法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設、同条第26項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

ニ 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法

第8条1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護

施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等 (相談、指導及び助言)

第6条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第10条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第

10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第12条 市町村長は、前条第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第13条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第14条 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第15条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備

しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第17条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第18条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第19条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第20条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行うものは、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前第2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第24条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第25条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第4章 雑則

(調査研究)

第26条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第27条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第28条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第5章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反したものは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資するため、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、高齢者の養護者に対する支援のための措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 老人福祉法

(1) やむを得ない事由による措置等に関する条文

(支援体制の整備等)

第10条の3 市町村は65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第11条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、居宅介護支援及び施設サービス並びに老人クラブその他老人の福祉を推進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、65歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(居宅における介護等)

第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防型認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期入所させ、養護することを委託すること。

四 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護

又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者の当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 65歳以上の者であって、認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

2 市町村は、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

（老人ホームへの入所等）

第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護ホームに入所を委託すること。

二 65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 65歳以上の者であって、養護者がいないか、または養護者があってもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預って養護することを希望する者であって、市町村が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるもの委託すること。

2 （略）

（2）通報等を受けた場合の適切な権限の行使に関する条文

（報告の徴収等）

第18条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者

に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳票書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認められる事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳票書類その他の物件を検査させることができる。

(改善命令等)

第18条の2 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者が第14条の4の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人ディサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第5条の2第2項から第6項まで、第20条の2の若しくは第20条の3に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人ディサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターにつき、その事業の制限又は停止を命ずる場合（第1項の命令に違反したことに基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業の制限又は停止を命ずる場合を除く。）には、あらかじめ、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第19条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第17条第1項の基準に適合しなくなったときは、その設置者に対して、その施設の設定設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第15条第4項の規定による許可を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の許可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

第29条 有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収、立入検査、改善命令

(3) 審判請求に関する条文

(審判の請求)

第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは民法第7条、第11条、第12条第2項、第14条第1項、第16条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

3 介護保険法

(報告等)

第76条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第76条の2 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第74条第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第1項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告をうけた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の前部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅サービス事業者が、第70条第2項第4号、第5号、第10号又は第11号のいずれかに該当するに至ったとき。

ニ・三 (略)

四 指定居宅サービス事業者が、第74条第4項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 居宅サービス費の請求に関し不正があったとき。

六 指定居宅サービス事業者が、第76条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は、虚偽の報告をしたとき。

七 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 (略)

九 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不正な行為をしたとき。

十一 指定居宅サービス事業者が、法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定居宅サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

*その他の報告等、勧告、命令等、指定の取消し等の条文

指定地域密着型サービス事業者 第78条の6～9

指定居宅介護保険事業者 第83条～84条

指定介護老人福祉施設 第90条～92条

介護老人保健施設 第100条～104条

指定介護療養型医療施設 第112条～114条

指定介護予防サービス事業者 第115条の6～115条の8

指定地域密着型介護予防サービス事業者等 第115条の15～115条の17

指定介護予防支援事業者等 第115条の24～115条の26

4 警察官職務執行法

(犯罪の予防及び制止)

第5条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

(立入)

第6条 警察官は、前2条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

(以下省略)

5 刑事訴訟法

第212条 現に罪を行い、又は現に罪を行い終った者を現行犯人とする。

2 左の各号の一にあたる者が、罪を行い終ってから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

- 一 犯人として追呼されているとき。
- 二 贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。
- 三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。
- 四 誰何されて逃走しようとするとき。

第213条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

第220条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第199条（逮捕状による逮捕）の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第210条（緊急逮捕）の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

- 一 人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の搜索をすること。
- 二 逮捕の現場で差押、搜索又は検証をすること。

(以下省略)

11 高齢者虐待および養護者支援に関する相談、通報等窓口

	名 称	担当地域	住 所	電話番号
①	長寿介護課長寿政策班	市内全域	大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2222 番地 (市役所第1別館内)	(0959) 37-0024
②	西海市 地域包括支援センター	市内全域	大瀬戸町瀬戸板浦郷 1128 番地 14 (大瀬戸保健センター内)	(0959) 37-0245
③	地域包括支援センター 西彼サブセンター	西彼	西彼町喰場郷 1686 番地 3 (西彼総合支所内)	(0959) 37-0127
④	地域包括支援センター 西海サブセンター	西海	西海町木場郷 2235 番地 (西海総合支所内)	(0959) 37-0240
⑤	地域包括支援センター 大島崎戸サブセンター	大島 崎戸	大島町 1894 番地 5 (大島総合支所内)	(0959) 37-0244
⑥	地域包括支援センター 大瀬戸サブセンター	大瀬戸	大瀬戸町瀬戸板浦郷 1128 番地 14 (大瀬戸保健センター内)	(0959) 37-0245





西海市